

三輪および軽四以上の軽自動車



車種区分		税率(年額)				
		①平成27年3月31日までに新規登録した車両	②平成27年4月1日以降に新規登録した車両	③新規登録後13年を経過した車両		
軽自動車	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		乗用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- ①平成27年3月31日までに登録された三輪および四輪の軽自動車は、新規登録後13年間は現行の税額が適用されます。
- ②平成27年4月1日以降に新規登録された車両に適用されます。
- ③新規登録から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車については、新税率を1.2倍にした税率となります。

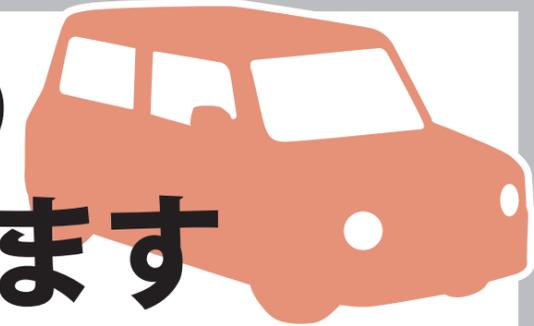
燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、平成28年度のみ下の表の税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)平成28年度のみ				
		電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス10%低減)	ガソリン車・ハイブリッド車 (平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★))			
			基準1	基準2		
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		乗用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

- 基準1…平成32年度燃費基準値より+20%以上達成乗用車、平成27年度燃費基準値より+35%以上達成貨物車
- 基準2…平成32年度燃費基準値達成乗用車、平成27年度燃費基準値より+15%以上達成貨物車

軽自動車税の税率が変わります



【問い合わせ】 税務課 市民税係 ☎0978-62-1805

■平成26年度および平成27年度地方税法の一部改正により、平成28年度から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車の税率変更が行われます。

原動機付自転車および二輪車等



車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの(ミニカー※を除く)	1,000円	2,000円
	二輪で、総排気量50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	1,200円	2,000円
	二輪で、総排気量90ccを超え125cc以下または定格出力0.8kwを超え1kw以下のもの	1,600円	2,400円
	三輪以上で、総排気量20ccを超え50cc以下または定格出力0.25kwを超え0.6kw以下のもの(ミニカー※)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車(コンバインや田植機などで乗用装置のあるもの)	1,600円	2,400円
	その他のもの(フォークリフト、ショベルローダーなど)	4,700円	5,900円
軽二輪(軽自動車)	二輪で、総排気量125ccを超え250cc以下のもの(側車付を含む)	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車で、総排気量250ccを超えるもの(側車付を含む)	4,000円	6,000円

※ミニカーとは、三輪以上で総排気量50cc以下のもののうち、車室を有するものまたは左右の車輪の間の距離が50センチメートルを超えるものを言います。

確定申告は
お早めに!

確定申告の時期が近づいてきました。市役所での確定申告受付は2月15日(月)～3月15日(火)です。所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度をとっていますので、申告と納税は期限内にお済ませください。また、確定申告書は郵送でも提出できます。

申告最終日間近は申告会場が大変混雑します。長時間お待ちいただくかもしれません。申告は早めにお済ませください。

なお、国税庁(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に申告書等の作成ができますので、ぜひご利用ください。

※詳しいことは、別府税務署へお問い合わせください。

※広報きつき1月号もあわせてご覧ください。

【問い合わせ】 税務課 ☎0978-621805、別府税務署 ☎0977-232111

使って実感!
ネットで申告
e-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などから、税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して国税に関する各種手続きを行うことができます。

【e-Taxのメリット】

- ①所得税、贈与税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告
- ②すべての国税の納税
- ③納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出等

※利用開始の手続、受付時間、パソコンの環境、e-Taxソフトやe-Taxソフト(WEB版)の操作方法、よくある質問、e-Taxの最新情報など、詳しくは、e-Taxウェブサイトを(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

